

# 経済産業省

官 印 省 略  
平成20・11・18原院第3号  
平成20年12月3日

経済産業省商務情報政策局長

経済産業省原子力安全・保安院長  
N I S A - 2 6 1 d - 0 8 - 0 4

## 火薬類の取扱いに係る安全の確保について

火薬類による事件、事故は、その被害が大規模になる場合があることから、社会的影響が大きいという特徴があります。このため、火薬類の取扱いについては、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づき、製造、販売、貯蔵、消費、廃棄等の行為を許可にかからしめる規制を行っているところ、原子力安全・保安院としましては、同法の遵守徹底を公共の安全確保をするために極めて重要な活動と位置付けています。

そのような中で、本年11月、東京都において火薬類の無許可製造が原因と疑われる爆発事故が発生し、社会に不安を与えております。当該事故を起こした者は映画等の演出のために火薬類を使用していたと報道されておりますが、火薬類の取扱いには専門的知識が必要であり、製造、譲渡・譲受、消費等に携わる場合には、免許を持った者が必要な設備を設置した上で、火薬類取締法に基づくそれぞれの許可を受ける必要があります。

つきましては、貴局所管の映画・テレビ番組製作関係者等に対し、演出等で火薬類を取り扱う際に留意すべき下記の事項及び火薬類の取扱いに係る規制の概要（別添参考資料）を周知していただくようお願いいたします。また、当該周知の内容について、火薬類を取り扱う下請事業者等を含めた関係者にも広く周知することを併せて要請していただくようお願いいたします。

## 記

- 1．がん具煙火(いわゆるおもちゃ花火)以外の火薬類を購入する際は、販売営業の許可を受けた者から購入すること。
- 2．一定量を超える火薬類を消費(使用)する際には、都道府県知事による消費の許可を受けること。
- 3．煙火等の解体・変形や火薬量の変更は火薬類の製造に該当するため、製造の許可を受けていない者が行うことは禁止されていること。
- 4．火薬類の取扱いに関して不明な点は、都道府県火薬類取締担当者又は原子力安全・保安院保安課に問い合わせること。

(参考資料)

## 火薬類取締法の概要

### 1. 目的 (第1条)

火薬類取締法は、火薬類(火薬、爆薬、火工品)の危険性に着目し、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することが目的。

### 2. 火薬類とは (第2条)

- ・ 「火薬類」とは、「火薬」、「爆薬」及び「火工品」をいう。
- ・ 「火薬」とは、推進的爆発の用途に供せられるものをいい、黒色火薬等の硝酸塩を主とする火薬や、過塩素酸塩を主とする火薬などがある。
- ・ 「爆薬」とは、破壊的爆発の用途に供せられるものをいい、ニトログリセリン、ダイナマイトなどのほか、硝酸塩、塩素酸塩、又は過塩素酸塩を主とする爆薬などがある。
- ・ 「火工品」とは、火薬、爆薬をその目的のために加工したものをいい、打揚花火(煙火)やおもちゃ花火(がん具煙火)も火工品の一つ。

### 3. 規制の概要 (演劇、放送番組、映画制作等での火薬類の取扱いに関連するもの)

#### (1) 製造 (第3条、第4条)

- ・ 火薬類の製造(変形又は修理を含む)の業を営もうとする者に対し、経済産業大臣又は都道府県知事の許可を受けることを義務付け。
- ・ 火薬類の製造は、原則、許可を得た者でなければ、することができない。
- ・ 一部例外規定があるが、事業に用いる場合は許可が必要

#### (2) 貯蔵 (第11条)

- ・ 火薬類の貯蔵は、原則火薬庫で行うことを義務付け。
- ・ ただし、経済産業省令で定める一定数量以下( )の火薬類については、適用を除外。

( )火薬5kg以下、がん具煙火25kg以下、がん具以外の煙火5kg以下など

(火薬類取締法施行規則第15条)

#### (3) 消費 (第25条)

- ・ 火薬類を爆発、燃焼させようとする者に対し、都道府県知事の許可を受け

ることを義務付け。

- ・ ただし、映画若しくは放送番組の制作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施に置いて演出の効果に用いる場合は経済産業省令で定める一定数量以下( )の火薬類を消費するとき等については、適用を除外。

( ) 火薬若しくは爆薬 15 g 以下の煙火 50 個以下 / 1 日

火薬若しくは爆薬 15 ~ 30 g の煙火 30 個以下 / 1 日

火薬若しくは爆薬 30 g ~ 50 g の煙火 5 個以下 / 1 日

発煙筒、撮影用照明筒 無制限

爆薬 ( 爆発音用 ) 0 . 1 g 以下の煙火 無制限

なお、打ち上げ花火(打揚煙火)は、含まれない。

#### (4) 廃棄 ( 第 27 条、第 27 条の 2 )

- ・ 火薬類を廃棄しようとする者に対し、許可を受けることを義務付け。( 都道府県知事 )
- ・ 火薬類の廃棄について、経済産業省令で定める技術基準への適合を義務付け。

#### (5) その他

所持者の範囲 ( 第 21 条 )

- ・ 火薬類は、以下の許可等を持っていないものは所持してはならない。  
製造業者、販売業者、譲受譲渡許可者、輸入許可者、運送・貯蔵者、  
若しくはいずれかの従業員が業務のために所持するとき
- ・ 煙火 ( がん具煙火を含む ) は所持が可能 ( 第 51 条 )

取扱者の制限 ( 第 23 条 )

- ・ 18 才未満の者は、火薬類の取扱いを禁止。
- ・ 何人も、18 才未満の者に火薬類の取扱いをさせてはならない。
- ・ ただし、がん具煙火の消費等の危険の少ない取扱いであって、経済産業省令で定めるものについては、適用除外。

事故届 ( 第 46 条 )

- ・ 火薬類を取り扱う者は、所有又は占有する火薬類について災害が発生したとき、又は盗取されたとき等の場合は、遅滞なくその旨を警察官に届け出なければならない。

罰則 ( 第 58 条 ~ 第 62 条 )

- ・ 許可を受けずに火薬類の製造の業を営んだ者、一定量を超える火薬類を爆発又は燃焼させた者等に対する罰則を規定している。